

改 正	現 行
<p>【低圧ケーブル】（省令第6条、第21条、第57条第1項）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第3項各号に規定する性能を満足するMIケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 銅管は、次に適合するものであること。</p> <p>イ 日本工業規格 JIS H 3300（2009）「銅及び銅合金の継目無管」に規定する銅及び銅合金の継目無管のC 1100、C 1201又はC 1220であること。</p> <p>ロ （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>5 （略）</p>	<p>【低圧ケーブル】（省令第6条、第21条、第57条第1項）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第3項各号に規定する性能を満足するMIケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 銅管は、次に適合するものであること。</p> <p>イ 日本工業規格 JIS H 3300（2006）「銅及び銅合金の継目無管」に規定する銅及び銅合金の継目無管のC 1100、C 1201又はC 1220であること。</p> <p>ロ （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>5 （略）</p>
<p>【高圧ケーブル】（省令第5条第2項、第6条、第21条、第57条第1項）</p> <p>第10条 使用電圧が高圧の電路（電気機械器具内の電路を除く。）の電線に使用するケーブルには、次の各号に適合する性能を有する高圧ケーブル、第5項各号に適合する性能を有する複合ケーブル（弱電流電線を電力保安通信線に使用するものに限る。）又はこれらのケーブルに保護被覆を施したものを使用すること。ただし、<u>第46条第1項ただし書の規定により太陽電池発電設備用直流ケーブルを使用する場合</u>、第67条第一号ホの規定により半導電性外装ちょう架用高圧ケーブルを使用する場合、又は第188条第1項第三号ロの規定により飛行場標識灯用高圧ケーブルを使用する場合はこの限りでない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>【高圧ケーブル】（省令第5条第2項、第6条、第21条、第57条第1項）</p> <p>第10条 使用電圧が高圧の電路（電気機械器具内の電路を除く。）の電線に使用するケーブルには、次の各号に適合する性能を有する高圧ケーブル、第5項各号に適合する性能を有する複合ケーブル（弱電流電線を電力保安通信線に使用するものに限る。）又はこれらのケーブルに保護被覆を施したものを使用すること。ただし、第67条第一号ホの規定により半導電性外装ちょう架用高圧ケーブルを使用する場合、又は第188条第1項第三号ロの規定により飛行場標識灯用高圧ケーブルを使用する場合はこの限りでない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>
<p>【機械器具等の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項、第3項）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 開閉器、遮断器、電力用コンデンサ、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具{第1項から第5項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具（第142条第九号に規定するものをいう。）を除く。}（以下この項において「器具等」という。）の電路並びに発電所又は変電所、開閉所若しくはこれ</p>	<p>【機械器具等の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項、第3項）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 開閉器、遮断器、電力用コンデンサ、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具{第1項から第5項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具（第142条第九号に規定するものをいう。）を除く。}（以下この項において「器具等」という。）の電路並びに発電所又は変電所、開閉所若しくはこれ</p>

改正	現行
<p>らに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線（電路を構成するものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 器具等の電路においては、当該器具等が次のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 接地型計器用変圧器であって、日本工業規格 JIS C 1731-2 (1998)「計器用変成器－（標準用及び一般計測用）第2部：計器用変圧器」の「6.3 耐電圧」又は日本工業規格 JIS C <u>1736-1 (2009)</u>「計器用変成器（電力需給用）－第1部：一般仕様」の「6.4 耐電圧」に適合するもの</p> <p>ロ～ホ （略）</p>	<p>らに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線（電路を構成するものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 器具等の電路においては、当該器具等が次のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 接地型計器用変圧器であって、日本工業規格 JIS C 1731-2 (1998)「計器用変成器－（標準用及び一般計測用）第2部：計器用変圧器」の「6.3 耐電圧」又は日本工業規格 JIS C <u>1736 (2003)</u>「計器用変成器（電力需給用）」の「6.4 耐電圧」に適合するもの</p> <p>ロ～ホ （略）</p>
<p>【機械器具の金属製外箱等の接地】（省令第10条、第11条）</p> <p>第29条</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 一～三 （略）</p> <p>四 直流電路に機械器具（太陽電池モジュール、第200条第2項第<u>一</u>号ロ及び<u>ハ</u>に規定する器具、逆変換装置及び避雷器を除く。）を施設しないこと。</p>	<p>【機械器具の金属製外箱等の接地】（省令第10条、第11条）</p> <p>第29条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 一～三 （略）</p> <p>四 直流電路に機械器具（太陽電池モジュール、第<u>46</u>条第1項第<u>二</u>号及び第<u>三</u>号に規定する器具、逆変換装置及び避雷器を除く。）を施設しないこと。</p>
<p>【ガス絶縁機器等の圧力容器の施設】（省令第33条）</p> <p>第40条 ガス絶縁機器等に使用する圧力容器は、次の各号によること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ガス圧縮機を有するものにあつては、ガス圧縮機の最終段又は圧縮絶縁ガスを通じる管のこれに近接する箇所及びガス絶縁機器又は圧縮絶縁ガスを通じる管のこれに近接する箇所には、最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、日本工業規格 JIS B 8210 (<u>2009</u>)「蒸気用及びガス用ばね安全弁」に適合する安全弁を設けること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置に使用する圧力容器は、次の各号によること。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 空気圧縮機の最終段又は圧縮空気を通じる管のこれに近接する箇所及び空気タンク又は、圧縮空気を通じる管のこれに近接する箇所には最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、日本工業規格 JIS B 8210 (<u>2009</u>)「蒸気用及びガス用ばね安全弁」に適合する安全弁を設けること。ただし、圧力1MPa</p>	<p>【ガス絶縁機器等の圧力容器の施設】（省令第33条）</p> <p>第40条 ガス絶縁機器等に使用する圧力容器は、次の各号によること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ガス圧縮機を有するものにあつては、ガス圧縮機の最終段又は圧縮絶縁ガスを通じる管のこれに近接する箇所及びガス絶縁機器又は圧縮絶縁ガスを通じる管のこれに近接する箇所には、最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、日本工業規格 JIS B 8210 (<u>1994</u>)「蒸気用及びガス用ばね安全弁」に適合する安全弁を設けること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置に使用する圧力容器は、次の各号によること。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 空気圧縮機の最終段又は圧縮空気を通じる管のこれに近接する箇所及び空気タンク又は、圧縮空気を通じる管のこれに近接する箇所には最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、日本工業規格 JIS B 8210 (<u>1994</u>)「蒸気用及びガス用ばね安全弁」に適合する安全弁を設けること。ただし、圧力1MPa</p>

改正	現行
<p>未満の圧縮空気装置にあっては、最高使用圧力以下の圧力で作動する安全装置をもってこれに替えることができる。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>未満の圧縮空気装置にあっては、最高使用圧力以下の圧力で作動する安全装置をもってこれに替えることができる。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>【太陽電池発電所の電線等の施設】 (省令第4条)</p> <p>第46条 <u>太陽電池発電所に施設する高圧の直流電路の電線(電気機械器具内の電線を除く。)は、高圧ケーブルであること。ただし、取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じた場所において、次の各号に適合する太陽電池発電設備用直流ケーブルを使用する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>【太陽電池モジュール等の施設】 (省令第4条)</p> <p>第46条 <u>太陽電池発電所に施設する太陽電池モジュール、電線及び開閉器その他の器具は、次の各号によること。</u></p> <p><u>一 充電部分が露出しないように施設すること。</u></p> <p><u>二 太陽電池モジュールに接続する負荷側の電路(複数の太陽電池モジュールを施設する場合にあっては、その集合体に接続する負荷側の電路)には、その接続点に近接して開閉器その他これに類する器具(負荷電流を開閉できるものに限る。)を施設すること。</u></p> <p><u>三 太陽電池モジュールを並列に接続する電路には、その電路に短絡を生じた場合に電路を保護する過電流遮断器その他の器具を施設すること。ただし、当該電路が短絡電流に耐えるものである場合は、この限りでない。(関連省令第14条)</u></p> <p><u>四 電線は、次によること。ただし、機械器具の構造上その内部に安全に施設できる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>イ 電線は、直径1.6mmの軟銅線又はこれと同等以上の強さ及び太さのものであること。(関連省令第6条)</u></p> <p><u>ロ 次のいずれかにより施設すること。</u></p> <p><u>(イ) 合成樹脂管工事により、第158条の規定に準じて施設すること。</u></p> <p><u>(ロ) 金属管工事により、第159条の規定に準じて施設すること。</u></p> <p><u>(ハ) 金属可とう電線管工事により、第160条の規定に準じて施設すること。</u></p> <p><u>(ニ) ケーブル工事により、屋内に施設する場合にあっては第164条の規定に、屋側又は屋外に施設する場合にあっては第166条第1項第七号の規定に準じて施設すること。</u></p> <p><u>ハ 第145条第2項並びに第167条第2項及び第3項の規定に準じて施設すること。</u></p> <p><u>五 太陽電池モジュール及び開閉器その他の器具に電線を接続する場合は、ねじ止めその他の方法により、堅ろうに、かつ、電氣的に完全に接続すると</u></p>

改正

現行

もに、接続点に張力が加わらないようにすること。(関連省令第7条)

- 一 使用電圧は、直流1,500V以下であること。
- 二 構造は、絶縁物で被覆した上を外装で保護した電気導体であること。
- 三 導体は、断面積38mm²以下の別表第1に規定する軟銅線又はこれと同等以上の強さのものであること。
- 四 絶縁体は、次に適合するものであること。
 - イ 材料は、架橋ポリオレフィン混合物、架橋ポリエチレン混合物又はエチレンゴム混合物であること。
 - ロ 厚さは、46-1表に規定する値を標準値とし、その平均値が標準値以上、その最小値が標準値の90%から0.1mmを減じた値以上であること。

46-1表

<u>導体の公称断面積 (mm²)</u>	<u>絶縁体の厚さ (mm)</u>
<u>2以上14以下</u>	<u>0.7</u>
<u>14を超え38以下</u>	<u>0.9</u>

- ハ 日本工業規格JIS C 3667 (2008)「定格電圧1kV～30kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附属品—定格電圧0.6/1kVのケーブル」の「18.3 老化前後の絶縁体の機械的特性の測定試験」の試験方法により試験をしたとき、次に適合するものであること。
 - (イ) 室温において引張強さ及び伸びの試験を行ったとき、引張強さが6.5N/mm²以上、伸びが125%以上であること。
 - (ロ) 150℃に168時間加熱した後に(イ)の試験を行ったとき、引張強さが(イ)の試験の際に得た値の70%以上、伸びが(イ)の試験の際に得た値の70%以上であること。
- 五 外装は、次に適合するものであること。
 - イ 材料は、架橋ポリオレフィン混合物、架橋ポリエチレン混合物又はエチレンゴム混合物であって、日本工業規格JIS C 3667 (2008)「定格電圧1kV～30kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附属品—定格電圧0.6/1kVのケー

改 正	現 行
<p><u>ブル」の「18.4 老化前後の非金属シースの機械的特性の測定試験」の試験方法により試験を行ったとき、次に適合するものであること。</u></p> <p><u>(イ) 室温において引張強さ及び伸びの試験を行ったとき、引張強さが8.0N/mm²以上、伸びが125%以上であること。</u></p> <p><u>(ロ) 150℃に168時間加熱した後に(イ)の試験を行ったとき、引張強さが(イ)の試験の際に得た値の70%以上、伸びが(イ)の試験の際に得た値の70%以上であること。</u></p> <p><u>ロ 厚さは、次の計算式により計算した値を標準値とし、その平均値が標準値以上、その最小値が標準値の85%から0.1mmを減じた値以上であること。</u></p> <p><u>$t=0.035D+1.0$</u></p> <p><u>t は、外装の厚さ（単位：mm。小数点二位以下は四捨五入する。）</u></p> <p><u>D は、丸形のものにあつては外装の内径、その他のものにあつては外装の内短径と内長径の和を2で除した値（単位：mm）</u></p> <p><u>六 完成品は、次に適合するものであること。</u></p> <p><u>イ 清水中に1時間浸した後、導体と大地との間に15,000Vの直流電圧又は6,500Vの交流電圧を連続して5分間加えたとき、これに耐える性能を有すること。</u></p> <p><u>ロ イの試験の後において、導体と大地との間に100Vの直流電圧を1分間加えた後に測定した絶縁体の絶縁抵抗が1,000MΩ·km以上であること。</u></p> <p><u>ハ 日本工業規格JIS C 3660-1-4（2003）「電気・光ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－第1-4部：試験法総則－低温試験」の「8.低温試験」の試験方法により、-40±2℃の状態試験したとき、これに適合すること。</u></p> <p><u>ニ 日本工業規格JIS C 3667（2008）「定格電圧1kV～30kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧0.6/1kVのケーブル」の「18.10 エチレンプロピレンゴム（EPR）及び硬質エチレンプロピレンゴム（HEPR）の絶縁体のオゾン試験」の試験方法により試験したとき、これに適合すること。</u></p> <p><u>ホ 日本工業規格JIS K 7350-1（1995）「プラスチック－実験室光源による暴露試験方法 第1部：通則」及び日本工業規格JIS K 7350-2（2008）「プラスチック－実験室光源による暴露試験方法－第2部：キセノンアークランプ」の試験方法により試験したとき、クラックが生じないこと。</u></p> <p><u>ヘ 室温において、ばね鋼製のニードルに荷重を加え絶縁被覆を貫通させた</u></p>	

改正	現行
<p>とき、ニードルと導体とが電氣的に接触した際の荷重（4回の平均値をとるものとする。）が次の計算式により計算した値以上であること。</p> $F=150 \times \sqrt{\text{導体外径}}$ <p>Fは、荷重（単位：N）</p> <p>ト ケーブルの表面に深さ0.05mmの切り込みを入れた3つの試験片について、1つは-15℃、1つは室温、もう1つは85℃に3時間放置した後、外装の外径の（3±0.3）倍の直径を有する円筒に巻き、次に試験片を放置して室温に戻した後、清水中に1時間浸し、導体と大地との間に300Vの交流電圧を連続して5分間加えたとき、これに耐える性能を有すること。</p> <p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p>【鉄筋コンクリート柱の構成等】（省令第32条第1項）</p> <p>第56条 電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱は、次の各号のいずれかに適合するものであること。</p> <p>一 次に適合する材料で構成されたものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 形鋼、平鋼及び棒鋼は、次のいずれかであること。</p> <p>（イ）（略）</p> <p>（ロ） 日本工業規格 JIS G 3112（2010）「鉄筋コンクリート用棒鋼」に規定する鉄筋コンクリート用棒鋼のうち熱間圧延によって製造された丸鋼又は異形棒鋼（SD295A、SD295B又はSD345に限る。）</p> <p>ハ（略）</p> <p>二 工場打ち鉄筋コンクリート柱であって、次に適合するものであること。</p> <p>イ 遠心力プレストレストコンクリートポールにあつては、日本工業規格 JIS A 5373（2010）「プレキャストプレストレストコンクリート製品」の「5 品質」、「8 材料及び製造方法」、「9 試験方法」並びに「<u>附属書A</u> ポール類」及び「<u>推奨仕様A-1</u> プレストレストコンクリートポール」に係るもの</p> <p>ロ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>四 第三号に規定する性能を満足する複合鉄筋コンクリート柱の規格は、次のとおりとする。</p>	<p>【鉄筋コンクリート柱の構成等】（省令第32条第1項）</p> <p>第56条 電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱は、次の各号のいずれかに適合するものであること。</p> <p>一 次に適合する材料で構成されたものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 形鋼、平鋼及び棒鋼は、次のいずれかであること。</p> <p>（イ）（略）</p> <p>（ロ） 日本工業規格 JIS G 3112（2004）「鉄筋コンクリート用棒鋼」に規定する鉄筋コンクリート用棒鋼のうち熱間圧延によって製造された丸鋼又は異形棒鋼（SD295A、SD295B又はSD345に限る。）</p> <p>ハ（略）</p> <p>二 工場打ち鉄筋コンクリート柱であつて、次に適合するものであること。</p> <p>イ 遠心力プレストレストコンクリートポールにあつては、日本工業規格 JIS A 5373（2004）「プレキャストプレストレストコンクリート製品」の「5 品質」、「8 材料及び製造方法」、「9 試験方法」並びに「<u>附属書1</u> ポール類」及び「<u>推奨仕様1-1</u> プレストレストコンクリートポール」に係るもの</p> <p>ロ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>四 第三号に規定する性能を満足する複合鉄筋コンクリート柱の規格は、次のとおりとする。</p>

改正	現行
<p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 鉄筋コンクリートは、遠心力プレストレストコンクリートにあつては、日本工業規格 JIS A 5373 (2010)「プレキャストプレストレストコンクリート製品」の「5 品質」、「8 材料及び製造方法」、「9 試験方法」並びに「<u>附属書A</u> ポール類」及び「<u>推奨仕様A-1</u> プレストレストコンクリートポール」に適合するもの、遠心力鉄筋コンクリートにあつては、日本工業規格 JIS A 5309 (1971)「遠心力プレストレストコンクリートポール及び遠心力鉄筋コンクリートポール」の「3 材料」及び「4 製造」に適合するものであること。</p> <p>ニ (略)</p>	<p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 鉄筋コンクリートは、遠心力プレストレストコンクリートにあつては、日本工業規格 JIS A 5373 (2004)「プレキャストプレストレストコンクリート製品」の「5 品質」、「8 材料及び製造方法」、「9 試験方法」並びに「<u>附属書1</u> ポール類」及び「<u>推奨仕様1-1</u> プレストレストコンクリートポール」に適合するもの、遠心力鉄筋コンクリートにあつては、日本工業規格 JIS A 5309 (1971)「遠心力プレストレストコンクリートポール及び遠心力鉄筋コンクリートポール」の「3 材料」及び「4 製造」に適合するものであること。</p> <p>ニ (略)</p>
<p>【低圧屋上電線路の施設】(省令第20条、第28条、第29条、第30条、第37条)</p> <p>第113条 (略)</p> <p>2 低圧屋上電線路は、次の各号のいずれかにより施設すること。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 バスダクト工事により、次に適合するように施設すること。</p> <p>イ 日本電気技術規格委員会規格 JESC E6001 (2011)「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設」の「3. 技術的規定」によること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>【低圧屋上電線路の施設】(省令第20条、第28条、第29条、第30条、第37条)</p> <p>第113条 (略)</p> <p>2 低圧屋上電線路は、次の各号のいずれかにより施設すること。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 バスダクト工事により、次に適合するように施設すること。</p> <p>イ 日本電気技術規格委員会規格 JESC E6001 (1998)「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設」の「3. 技術的規定」によること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>【地中電線路の加圧装置の施設】(省令第34条)</p> <p>第122条 圧縮ガスを使用してケーブルに圧力を加える装置(以下この条において「加圧装置」という。)は、次の各号によること。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 自動的に圧縮ガスを供給する加圧装置であつて、減圧弁が故障した場合に圧力が著しく上昇するおそれがあるものは、次によること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 圧力タンク又は圧力管のこれに近接する箇所及び圧縮機の最終段又は圧力管のこれに近接する箇所には、最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、日本工業規格 JIS B 8210 (2009)「蒸気用及びガス用ばね安全弁」に適合する安全弁を設けること。ただし、圧力1MPa未満の圧縮機にあつては、最高使用圧力以下で作動する安全装置をもってこれに代えることができる。</p>	<p>【地中電線路の加圧装置の施設】(省令第34条)</p> <p>第122条 圧縮ガスを使用してケーブルに圧力を加える装置(以下この条において「加圧装置」という。)は、次の各号によること。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 自動的に圧縮ガスを供給する加圧装置であつて、減圧弁が故障した場合に圧力が著しく上昇するおそれがあるものは、次によること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 圧力タンク又は圧力管のこれに近接する箇所及び圧縮機の最終段又は圧力管のこれに近接する箇所には、最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、日本工業規格 JIS B 8210 (1994)「蒸気用及びガス用ばね安全弁」に適合する安全弁を設けること。ただし、圧力1MPa未満の圧縮機にあつては、最高使用圧力以下で作動する安全装置をもってこれに代えることができる。</p>

改正	現行
<p>【電路の対地電圧の制限】（省令第15条、第56条第1項、第59条、第63条第1項、第64条）</p> <p>第143条</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 イ （略）</p> <p>ロ 電路に地絡が生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。ただし、次に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>（イ） 直流電路が、非接地であること。</p> <p>（ロ） 直流電路に接続する逆変換装置の交流側に絶縁変圧器を施設すること。</p> <p>（ハ） 太陽電池モジュールの合計出力が、20kW未満であること。ただし、屋内電路の対地電圧が300Vを超える場合にあっては、太陽電池モジュールの合計出力は10kW以下とし、かつ、直流電路に機械器具（太陽電池モジュール、<u>第200条第2項第一号ロ及びハの器具</u>、逆変換装置並びに避雷器を除く。）を施設しないこと。</p> <p>ハ （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>【電路の対地電圧の制限】（省令第15条、第56条第1項、第59条、第63条第1項、第64条）</p> <p>第143条</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 イ （略）</p> <p>ロ 電路に地絡が生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。ただし、次に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>（イ） 直流電路が、非接地であること。</p> <p>（ロ） 直流電路に接続する逆変換装置の交流側に絶縁変圧器を施設すること。</p> <p>（ハ） 太陽電池モジュールの合計出力が、20kW未満であること。ただし、屋内電路の対地電圧が300Vを超える場合にあっては、太陽電池モジュールの合計出力は10kW以下とし、かつ、直流電路に機械器具（太陽電池モジュール、<u>第46条第1項第二号及び第三号の器具</u>、逆変換装置並びに避雷器を除く。）を施設しないこと。</p> <p>ハ （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>2～3 （略）</p>
<p>第159条 金属管工事による低圧屋内配線の電線は、次の各号によること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p>	<p>第159条 金属管工事による低圧屋内配線の電線は、次によること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p>
<p>【低圧の屋側配線又は屋外配線の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第63条第1項）</p> <p>第166条 低圧の屋側配線又は屋外配線（第184条、第188条及び第192条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）は、次の各号によること。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 バスダクト工事による低圧の屋側配線又は屋外配線は、次によること。</p> <p>イ～ロ （略）</p> <p>ハ 使用電圧が300Vを超える場合は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E6002 (2011)「バスダクト工事による300Vを超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設」の「3. 技術的規定」によること。</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>【低圧の屋側配線又は屋外配線の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第63条第1項）</p> <p>第166条 低圧の屋側配線又は屋外配線（第184条、第188条及び第192条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）は、次の各号によること。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 バスダクト工事による低圧の屋側配線又は屋外配線は、次によること。</p> <p>イ～ロ （略）</p> <p>ハ 使用電圧が300Vを超える場合は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E6002 (1998)「バスダクト工事による300Vを超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設」の「3. 技術的規定」によること。</p> <p>七・八 （略）</p>

改正	現行
<p>2 (略)</p> <p>【滑走路灯等の配線の施設】 (省令第56条第1項、第57条第1項)</p> <p>第188条 飛行場の構内であって、飛行場関係者以外の者が立ち入ることができない場所において、滑走路灯、誘導灯その他の標識灯に接続する地中の低圧又は高圧の配線は、第123条から第125条までの規定に準じるとともに、次の各号のいずれかによること。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 滑走路、誘導路その他の舗装した路面に設けた溝に、次に適合するように施設すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 電線には、次に適合する保護被覆を施すこと。</p> <p>(イ) 材料は、ポリアミドであって、日本工業規格 JIS K 6920-2 (2009) 「プラスチックポリアミド (PA) 成形用及び押出用材料-第2部：試験片の作製方法及び特性の求め方」の表2の熔融温度により試験したとき、融点が210℃以上のものであること。</p> <p>(ロ)・(ハ) (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>【滑走路灯等の配線の施設】 (省令第56条第1項、第57条第1項)</p> <p>第188条 飛行場の構内であって、飛行場関係者以外の者が立ち入ることができない場所において、滑走路灯、誘導灯その他の標識灯に接続する地中の低圧又は高圧の配線は、第123条から第125条までの規定に準じるとともに、次の各号のいずれかによること。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 滑走路、誘導路その他の舗装した路面に設けた溝に、次に適合するように施設すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 電線には、次に適合する保護被覆を施すこと。</p> <p>(イ) 材料は、ポリアミドであって、日本工業規格 JIS K 6920-2 (2000) 「プラスチックポリアミド (PA) 成形用及び押出用材料-第2部：試験片の作り方及び諸性質の求め方」の表2の熔融温度により試験したとき、融点が210℃以上のものであること。</p> <p>(ロ)・(ハ) (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>【フロアヒーティング等の電熱装置の施設】 (省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条)</p> <p>第195条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 道路、横断歩道橋又は屋外駐車場に表皮電流加熱装置 (小口径管の内部に発熱線を施設したものをいう。) を施設する場合は、次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 小口径管は、次によること。</p> <p>イ 小口径管は、日本工業規格 JIS G 3452 (2010) 「配管用炭素鋼鋼管」に規定する配管用炭素鋼鋼管に適合するものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>四～九 (略)</p>	<p>【フロアヒーティング等の電熱装置の施設】 (省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条)</p> <p>第195条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 道路、横断歩道橋又は屋外駐車場に表皮電流加熱装置 (小口径管の内部に発熱線を施設したものをいう。) を施設する場合は、次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 小口径管は、次によること。</p> <p>イ 小口径管は、日本工業規格 JIS G 3452 (2004) 「配管用炭素鋼管」に規定する配管用炭素鋼管に適合するものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>四～九 (略)</p>
<p>【パイプライン等の電熱装置の施設】 (省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条、第76条)</p>	<p>【パイプライン等の電熱装置の施設】 (省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条、第76条)</p>

改正	現行
<p>第197条 (略)</p> <p>2 パイプライン等に電流を直接通じ、パイプライン等自体を発熱体とする装置（以下この項において「直接加熱装置」という。）を施設する場合は、次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 発熱体となるパイプライン等は、次に適合するものであること。</p> <p>イ 導体部分の材料は、次のいずれかであること。</p> <p>(イ) 日本工業規格 JIS G 3452 (2010)「<u>配管用炭素鋼鋼管</u>」に規定する<u>配管用炭素鋼鋼管</u></p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 日本工業規格 JIS G 3456 (2010)「<u>高温配管用炭素鋼鋼管</u>」に規定する<u>高温配管用炭素鋼鋼管</u></p> <p>(ニ)・(ホ) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>四～七 (略)</p> <p>3 パイプライン等に表皮電流加熱装置を施設する場合は、次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 小口径管は、次によること。</p> <p>イ 小口径管は、日本工業規格 JIS G 3452 (2010)「<u>配管用炭素鋼鋼管</u>」に規定する<u>配管用炭素鋼鋼管</u>に適合するものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>四～八 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第197条 (略)</p> <p>2 パイプライン等に電流を直接通じ、パイプライン等自体を発熱体とする装置（以下この項において「直接加熱装置」という。）を施設する場合は、次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 発熱体となるパイプライン等は、次に適合するものであること。</p> <p>イ 導体部分の材料は、次のいずれかであること。</p> <p>(イ) 日本工業規格 JIS G 3452 (2004)「<u>配管用炭素鋼管</u>」に規定する<u>配管用炭素鋼管</u></p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 日本工業規格 JIS G 3456 (2004)「<u>高温配管用炭素鋼管</u>」に規定する<u>高温配管用炭素鋼管</u></p> <p>(ニ)・(ホ) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>四～七 (略)</p> <p>3 パイプライン等に表皮電流加熱装置を施設する場合は、次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 小口径管は、次によること。</p> <p>イ 小口径管は、日本工業規格 JIS G 3452 (2004)「<u>配管用炭素鋼管</u>」に規定する<u>配管用炭素鋼管</u>に適合するものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>四～八 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>【電気自動車等から電気を供給するための設備等の施設】（省令第4条、第7条、第44条第1項、第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項）</p> <p>第199条の2 <u>電気自動車等（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第17条の2第3項に規定される電力により作動する原動機を有する自動車</u>をいう。以下この条において同じ。）から供給設備（電力変換装置、保護装置又は開閉器等の電気自動車等から電気を供給する際に必要な設備を収めた筐体等をいう。以下この項において同じ。）を介して、一般用電気工作物に電気を供給する場合は、次の各号により施設すること。</p> <p>一 <u>電気自動車等の出力は、10kW未満であるとともに、低圧幹線の許容電流以</u></p>	<p>(新設)</p>

改正	現行
<p><u>下であること。</u></p> <p><u>二 電路に地絡を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。(関連省令第15条)</u></p> <p><u>イ 電気自動車等と供給設備とを接続する電路以外の電路が、次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>(イ) 第36条第1項ただし書に該当する場合(第36条第2項第二号及び第三号に該当する場合を除く。)</u></p> <p><u>(ロ) 第36条第2項第二号又は第三号に該当する場合であって、当該電路に適用される規定により施設されるとき</u></p> <p><u>ロ 電気自動車等と供給設備とを接続する電路が、次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>(イ) 電路の対地電圧が150V以下の場合において、イ(イ)に該当し、かつ、電気自動車等を常用電源の停電時の非常用予備電源として用いる場合</u></p> <p><u>(ロ) 第五号ただし書の規定により施設する場合</u></p> <p><u>三 電路に過電流を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。(関連省令第14条)</u></p> <p><u>四 屋側配線又は屋外配線は、第143条第1項(第一号イ、第三号及び第四号を除く。)又は第2項の規定に準じて施設すること。この場合において、同条の規定における「屋内電路」は「屋側又は屋外電路」と、「屋内配線」は「屋側配線又は屋外配線」と、「屋内に」は「屋側又は屋外に」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>五 電気自動車等と供給設備とを接続する電路(電気機械器具内の電路を除く。)の対地電圧は、150V以下であること。ただし、次により施設する場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>イ 対地電圧が、直流450V以下であること。</u></p> <p><u>ロ 供給設備が、低圧配線と直接接続して施設すること。</u></p> <p><u>ハ 直流電路が、非接地であること。</u></p> <p><u>ニ 直流電路に接続する電力変換装置の交流側に絶縁変圧器を施設すること。</u></p> <p><u>ホ 電気自動車等と供給設備とを接続する電路に地絡を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。</u></p>	

改正	現行
<p> <u>へ 電気自動車等と供給設備とを接続する電路の電線が切断したときに電気の供給を自動的に遮断する装置を施設すること。ただし、電路の電線が切断し、充電部分が露出するおそれのない場合はこの限りでない。</u> </p> <p> <u>六 電気自動車等と供給設備とを接続する電線（以下この項において「供給用電線」という。）は、次によること。</u> </p> <p> <u>イ 断面積は0.75mm²以上であること。</u> </p> <p> <u>ロ 対地電圧が150V以下の場合は、第171条第1項に規定する1種キャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブル、又はこれと同等以上の性能を有するケーブルであること。</u> </p> <p> <u>ハ 対地電圧が150Vを超え450V以下の場合は、2種キャブタイヤケーブルと同等以上の性能を有するものであるとともに、使用環境を想定した性能を有するものであること。</u> </p> <p> <u>七 供給用電線と電気自動車等との接続には、次に適合する専用の接続器を用いること。</u> </p> <p> <u>イ 電気自動車等と接続されている状態及び接続されていない状態において、充電部分が露出しないものであること。</u> </p> <p> <u>ロ 屋側又は屋外に施設する場合には、電気自動車等と接続されている状態において、水の飛まつに対して保護されているものであること。</u> </p> <p> <u>八 供給設備の筐体等、接続器その他の器具に電線を接続する場合は、簡易接触防護措置を施した端子に電線をねじ止めその他の方法により、堅ろうに、かつ、電氣的に完全に接続するとともに、接続点に張力が加わらないようにすること。</u> </p> <p> <u>九 電気自動車等の蓄電池（常用電源の停電時又は電圧低下発生時の非常用予備電源として用いるものを除く。）には、第44条各号に規定する場合に、自動的にこれを電路から遮断する装置を施設すること。ただし、蓄電池から電気を供給しない場合は、この限りでない。（関連省令第14条）</u> </p> <p> <u>十 電気自動車等の燃料電池は、第200条第1項の規定により施設すること。ただし、燃料電池から電気を供給しない場合は、この限りでない。（関連省令第15条）</u> </p> <p> <u>2 一般用電気工作物である需要場所において、電気自動車等を充電する場合の電路は、次の各号により施設すること。</u> </p> <p> <u>一 充電設備（電力変換装置、保護装置又は開閉器等の電気自動車等を充電す</u> </p>	

改正	現行
<p><u>る際に必要な設備を収めた筐体等をいう。以下この号において同じ。）と電気自動車等とを接続する電路は、次に適合するものであること。</u></p> <p><u>イ 電路の対地電圧は、150V以下であること。ただし、前項第五号ただし書及び第六号ハにより施設する場合はこの限りでない。この場合において、同項の規定における「供給設備」は「充電設備」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>ロ 充電部分が露出しないように施設すること。</u></p> <p><u>ハ 電路に地絡を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。</u></p> <p><u>二 屋側配線又は屋外配線は、第143条第1項（第一号イ、第三号及び第四号を除く。）又は第2項の規定に準じて施設すること。この場合において、同条の規定における「屋内電路」は「屋側又は屋外電路」と、「屋内配線」は「屋側配線又は屋外配線」と、「屋内に」は「屋側又は屋外に」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p>【小出力発電設備の施設】（省令第4条、第15条、第59条第1項） 第200条（略）</p> <p>2 小出力発電設備である太陽電池発電設備は、<u>次の各号により施設すること。</u></p> <p><u>一 太陽電池モジュール、電線及び開閉器その他の器具は、次の各号によること。</u></p> <p><u>イ 充電部分が露出しないように施設すること。</u></p> <p><u>ロ 太陽電池モジュールに接続する負荷側の電路（複数の太陽電池モジュールを施設する場合にあっては、その集合体に接続する負荷側の電路）には、その接続点に近接して開閉器その他これに類する器具（負荷電流を開閉できるものに限る。）を施設すること。</u></p> <p><u>ハ 太陽電池モジュールを並列に接続する電路には、その電路に短絡を生じた場合に電路を保護する過電流遮断器その他の器具を施設すること。ただし、当該電路が短絡電流に耐えるものである場合は、この限りでない。（関連省令第14条）</u></p> <p><u>ニ 電線は、次によること。ただし、機械器具の構造上その内部に安全に施設できる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（イ）電線は、直径1.6mmの軟銅線又はこれと同等以上の強さ及び太さのものであること。（関連省令第6条）</u></p>	<p>【小出力発電設備の施設】（省令第4条、第15条、第59条第1項） 第200条（略）</p> <p>2 小出力発電設備である太陽電池発電設備は、<u>第46条の規定に準じて施設すること。</u></p>

改正	現行																		
<p>(ロ) 次のいずれかにより施設すること。</p> <p>(1) <u>合成樹脂管工事により、第158条の規定に準じて施設すること。</u></p> <p>(2) <u>金属管工事により、第159条の規定に準じて施設すること。</u></p> <p>(3) <u>金属可とう電線管工事により、第160条の規定に準じて施設すること。</u></p> <p>(4) <u>ケーブル工事により、屋内に施設する場合にあっては第164条の規定に、屋側又は屋外に施設する場合にあっては第166条第1項第七号の規定に準じて施設すること。</u></p> <p>(ハ) <u>第145条第2項並びに第167条第2項及び第3項の規定に準じて施設すること。</u></p> <p>ホ <u>太陽電池モジュール及び開閉器その他の器具に電線を接続する場合は、ねじ止めその他の方法により、堅ろうに、かつ、電氣的に完全に接続するとともに、接続点に張力が加わらないようにすること。(関連省令第7条)</u></p> <p>ニ <u>太陽電池モジュールの支持物は、第46条第2項の規定に準じて施設すること。</u></p>																			
<p>【IEC 60364規格の適用】(省令第4条)</p> <p>第218条 需要場所に施設する低圧で使用する電気設備は、<u>第3条～第217条の規定によらず、218-1表に掲げる日本工業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、一般電気事業者及び特定電気事業者と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。</u></p> <p style="text-align: center;">218-1表</p> <table border="1" data-bbox="159 1121 965 1428"> <thead> <tr> <th>規格番号 (制定年)</th> <th>規格名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS C 60364-1 (2010)</td> <td>低圧電気設備－第1部：基本的原則、一般特性の評及び用語の定義</td> <td>132. 4、31 3. 2、33. 2、 35を除く。</td> </tr> <tr> <td>JIS C 60364-4-41 (2010)</td> <td>低圧電気設備－第4-41部：安全保護－感電保護</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格番号 (制定年)	規格名	備考	JIS C 60364-1 (2010)	低圧電気設備－第1部：基本的原則、一般特性の評及び用語の定義	132. 4、31 3. 2、33. 2、 35を除く。	JIS C 60364-4-41 (2010)	低圧電気設備－第4-41部：安全保護－感電保護		<p>【IEC 60364規格の適用】(省令第4条)</p> <p>第218条 需要場所に施設する低圧の電気設備は、218-1表に掲げる日本工業規格の規定により施設することができる。ただし、一般電気事業者及び特定電気事業者と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。</p> <p style="text-align: center;">218-1表</p> <table border="1" data-bbox="1133 1121 1939 1428"> <thead> <tr> <th>規格番号 (制定年)</th> <th>規格名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS C 60364-1 (2010)</td> <td>低圧電気設備－第1部：基本的原則、一般特性の評価及び用語の定義</td> <td>132. 4、31 3. 2、33. 2、 35を除く。</td> </tr> <tr> <td>JIS C 60364-4-41 (2010)</td> <td>低圧電気設備－第4-41部：安全保護－感電保護</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格番号 (制定年)	規格名	備考	JIS C 60364-1 (2010)	低圧電気設備－第1部：基本的原則、一般特性の評価及び用語の定義	132. 4、31 3. 2、33. 2、 35を除く。	JIS C 60364-4-41 (2010)	低圧電気設備－第4-41部：安全保護－感電保護	
規格番号 (制定年)	規格名	備考																	
JIS C 60364-1 (2010)	低圧電気設備－第1部：基本的原則、一般特性の評及び用語の定義	132. 4、31 3. 2、33. 2、 35を除く。																	
JIS C 60364-4-41 (2010)	低圧電気設備－第4-41部：安全保護－感電保護																		
規格番号 (制定年)	規格名	備考																	
JIS C 60364-1 (2010)	低圧電気設備－第1部：基本的原則、一般特性の評価及び用語の定義	132. 4、31 3. 2、33. 2、 35を除く。																	
JIS C 60364-4-41 (2010)	低圧電気設備－第4-41部：安全保護－感電保護																		

改正			現行		
JIS C 60364-4-42 (2006)	建築電気設備－第4-42部：安全保護－熱の影響に対する保護	422を除く。	JIS C 60364-4-42 (2006)	建築電気設備－第4-42部：安全保護－熱の影響に対する保護	422を除く。
JIS C 60364-4-43 (2011)	<u>低圧</u> 電気設備－第4-43部：安全保護－過電流保護		JIS C 60364-4-43 (2006)	<u>建築</u> 電気設備－第4-43部：安全保護－過電流保護	
JIS C 60364-4-44 (2011)	<u>低圧</u> 電気設備－第4-44部：安全保護－妨害電圧及び電磁妨害に対する保護	443、 <u>444</u> 、445を除く。	JIS C 60364-4-44 (2006)	<u>建築</u> 電気設備－第4-44部：安全保護－妨害電圧及び電磁妨害に対する保護	443、 <u>444</u> 、 <u>3</u> 、 <u>444.4</u> 、445を除く。
JIS C 60364-5-51 (2010)	低圧電気設備－第5-51部：電気機器の選定及び施工－一般事項		JIS C 60364-5-51 (2010)	低圧電気設備－第5-51部：電気機器の選定及び施工－一般事項	
IEC 60364-5-52 (2009)	建築電気設備－第5-52部：電気機器の選定及び施工－配線設備	<u>526.3</u> を除く。	JIS C 60364-5-52 (2006)	建築電気設備－第5-52部：電気機器の選定及び施工－配線設備	
JIS C 60364-5-53 (2006)	建築電気設備－第5-53部：電気機器の選定及び施工－断路、開閉及び制御	534を除く。	JIS C 60364-5-53 (2006)	建築電気設備－第5-53部：電気機器の選定及び施工－断路、開閉及び制御	534を除く。
JIS C 60364-5-54 (2006)	建築電気設備－第5-54部：電気機器の選定及び施工－接地設備、保護導体及び保護ボンディング導体		JIS C 60364-5-54 (2006)	建築電気設備－第5-54部：電気機器の選定及び施工－接地設備、保護導体及び保護ボンディング導体	
JIS C 60364-5-55 (2011)	建築電気設備－第5-55部：電気機器の選定及び施工－その他の機器	556を除く。	JIS C 60364-5-55 (2006)	建築電気設備－第5-55部：電気機器の選定及び施工－その他の機器	<u>551</u> 、556を除く。
JIS C 60364-6 (2010)	低圧電気設備－第6部：検証		JIS C 60364-6 (2010)	低圧電気設備－第6部：検証	
JIS C 0364-7-701 (2010)	<u>低圧</u> 電気設備－ <u>第7-701部</u> ：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－ <u>バス又はシャワーのある場所</u>		JIS C 0364-7-701 (1999)	<u>建築</u> 電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 <u>第701節</u> ： <u>バスタブ又はシャワベースのある場所</u>	
JIS C 0364-7-702	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第702節：水		JIS C 0364-7-702	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第702節：水	

改正			現行		
(2000)	泳プール及びその他の水		(2000)	泳プール及びその他の水槽	
JIS C 0364-7-703 (2008)	建築電気設備－第7-703部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－サウナヒーターのある部屋及び小屋		JIS C 0364-7-703 (2008)	建築電気設備－第7-703部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－サウナヒーターのある部屋及び小屋	
JIS C 0364-7-704 (2009)	低圧電気設備－第7-704部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－建設現場及び解体現場にける設備		JIS C 0364-7-704 (1999/追補 1：2002)	建築電気設備－第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－第704節：建設現場及び解体現場における設備	
JIS C 0364-7-705 (2010)	低圧電気設備－第7-705部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－農業用及び園芸用施設		JIS C 0364-7-705 (2010)	低圧電気設備－第7-705部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－農業用及び園芸用施設	
JIS C 0364-7-706 (2009)	低圧電気設備－第7-706部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－動きを制約された導電性場所		JIS C 0364-7-706 (1999)	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第706節：制約された導電性場所	
IEC 60364-7-708 (2007)	低圧電気設備－第7-708部：特殊設備又は殊所場所に関する要求事項－キャラバンパーク、キャンピングパーク及び類似の場所		JIS C 0364-7-708 (1999)	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第708節：キャラバンパーク及びキャラバンの電気設備	
IEC 60364-7-709 (2007)	低圧電気設備－第7-709部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－マリナー及び類似の場所		JIS C 0364-7-709 (1999)	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第709節：マリナー及びレジャー用舟艇	
JIS C 0364-7-711 (2000)	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第711節展示会、ショー及びスタンド		JIS C 0364-7-711 (2000)	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第711節：展示会、ショー及びスタンド	
JIS C 0364-7-712 (2008)	建築電気設備－第7-712部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－太陽光発電システム		JIS C 0364-7-712 (2008)	建築電気設備－第7-712部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－太陽光発電システム	
JIS C 0364-7-714 (1999)	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第714節：屋外照明設備		JIS C 0364-7-714 (1999)	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第714節：屋外照明設備	
JIS C 0364-7-715	建築電気設備－第7-715部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－特別低		JIS C 0364-7-715	建築電気設備－第7-715部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－特別低	

改 正			現 行		
(2002)	電圧照明設備		(2002)	電圧照明設備	
JIS C 0364-7-740 (2005)	建築電気設備－第7-740部：特殊設備は特殊場所に関する要求事項－催し会場、遊園地及び広場の建築物、娯楽装置及びブースの仮設電気設備		JIS C 0364-7-740 (2005)	建築電気設備－第7-740部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－催し会場、遊園地及び広場の建築物、娯楽装置及びブースの仮設電気設備	
<u>JIS C</u> <u>0364-7-753</u> <u>(2009)</u>	<u>低圧電気設備－第7-753部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－床暖房及び天井暖房設備</u>		(備考) 表中において適用が除外されている規格については、表中の他の規格で引用されている場合においても適用が除外される。		
(備考) 表中において適用が除外されている規格については、表中の他の規格で引用されている場合においても適用が除外される。			2 (略)		
2 (略)			2 (略)		

改正	現行
<p>【IEC 61936-1規格の適用】（省令第4条）</p> <p>第219条 省令第2条第1項に規定する高圧又は特別高圧で使用する電気設備（電線路を除く。）は、<u>第3条から第217条の規定によらず、国際電気標準会議規格 IEC 61936-1(2010) Power installations exceeding 1kV a. c. - Part 1 : Common rules</u>（以下この条において「IEC 61936-1規格」という。）のうち、219-1表の左欄に掲げる箇条の規定により施設することができる。ただし、同表の左欄に掲げる箇条に規定のない事項、又は同表の左欄に掲げる箇条の規定が具体的でない場合において同表の右欄に示す解釈の箇条に規定する事項については、対応する第3条から第217条までの規定により施設すること。</p> <p>(略)</p>	<p>【IEC 61936-1規格の適用】（省令第4条）</p> <p>第219条 高圧又は特別高圧の電気設備（電線路を除く。）は、国際電気標準会議規格 IEC 61936-1(2010) Power installations exceeding 1kV a. c. - Part 1 : Common rules（以下この条において「IEC 61936-1規格」という。）のうち、219-1表の左欄に掲げる箇条の規定により施設することができる。ただし、同表の左欄に掲げる箇条に規定のない事項、又は同表の左欄に掲げる箇条の規定が具体的でない場合において同表の右欄に示す解釈の箇条に規定する事項については、対応する第3条から第217条までの規定により施設すること。</p> <p>(略)</p>
<p>【低圧連系時の系統連系用保護装置】（省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項）</p> <p>第227条（略）</p> <p>2 一般用電気工作物において自立運転を行う場合は、2箇所の機械的開閉箇所を開放することにより、分散型電源を解列した状態で行う<u>とともに、連系復帰時の非同期投入を防止する装置を施設すること</u>。ただし、逆変換装置を用いて連系する場合において、次の各号の全てを防止する装置を施設する場合は、機械的開閉箇所を1箇所とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 系統停止時の誤投入 二 機械的開閉箇所故障時の自立運転移行 	<p>【低圧連系時の系統連系用保護装置】（省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項）</p> <p>第227条（略）</p> <p>2 一般用電気工作物において自立運転を行う場合は、2箇所の機械的開閉箇所を開放することにより、分散型電源を解列した状態で行うこと。ただし、逆変換装置を用いて連系する場合において、次の各号の全てを防止する装置を施設する場合は、機械的開閉箇所を1箇所とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 系統停止時の誤投入 二 機械的開閉箇所故障時の自立運転移行 三 <u>連系復帰時の非同期投入</u>